

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令案要綱
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の施行期日を平成十九年六月二十九日とすること。

政令第 号

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日は、平成十九年六月二十九日とする。

理由

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年五月十一日法律第三十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律要綱

第一 目的

本法の目的を、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することとすること。

(第一条関係)

第二 定義

- 1 この法律における「中小企業者」の定義をすること。
- 2 この法律において「地域産業資源」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいうこと。
 - 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域（以下単に「地域」という。）の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品
 - 二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
 - 三 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの
- 3 この法律において「地域産業資源活用事業」とは、中小企業者が行う事業であって、次の各号のいずれ

かに該当するものをいうこと。

一 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

二 地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

三 地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓
(第二条関係)

第三 基本方針

主務大臣は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表すること。
(第三条関係)

第四 基本構想の認定等

1 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県における地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとするこ

と。

2 主務大臣は、認定の申請があつた基本構想が基本方針に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 認定を受けた基本構想の変更の認定及び認定（変更の認定を含む。）を受けた基本構想（以下「認定基本構想」という。）の認定の取消しについて規定すること。（第四条及び第五条関係）

第五 地域産業資源活用事業計画の認定等

1 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画（以下「地域産業資源活用事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

2 主務大臣は、提出された地域産業資源活用事業計画が認定基本構想に記載された地域産業資源を活用して行われるものであること、基本方針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3 認定を受けた地域産業資源活用事業計画の変更の認定及び認定（変更の認定を含む。）を受けた地域産

業資源活用事業計画（以下「認定計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。

（第六条及び第七条関係）

第六 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、認定計画に従つて行われる地域産業資源活用事業（以下「認定地域産業資源活用事業」という。）に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の別枠化又は増額、てん補率の引上げ等の措置を講ずるものとする。

（第八条関係）

第七 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法に規定する業務のほか、中小企業者が認定地域産業資源活用事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等を行うことができるものとする。

（第九条関係）

第八 食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構は、食品の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者が行う認定地域産業資源

活用事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証、認定計画に従った施設の受託整備等を行うことができるものとする。

(第十条関係)

第九 課税の特例

認定地域産業資源活用事業を行おうとする中小企業者であつて、当該認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第十一条関係)

第十 国等の施策

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(第十二条関係)

第十一 資金の確保

国は、認定地域産業資源活用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。 (第十三条関係)

第十二 指導及び助言

国及び都道府県は、認定地域産業資源活用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 (第十四条関係)

第十三 報告の徴収及び罰則

認定計画の実施状況に係る報告の徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設けること。

(第十五条及び第十八条関係)

第十四 主務大臣等

この法律における主務大臣等について定めること。 (第十六条関係)

第十五 権限の委任

この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができるものとする。 (第十七条関係)

第十六 附則

この法律の施行期日、検討等に関し必要な規定を設けること。

(附則第一条から第三条まで関係)